

大阪医科薬科大学 総合医学研究センター病態モデル先端研究部門利用者会細則

(昭和63年10月19日施行)

(目的)

第1条 大阪医科薬科大学総合医学研究センター病態モデル先端研究部門細則（以下、「部門細則」という。）第9条第2項の規定に基づき、病態モデル先端研究部門（以下、「病態モデル部門」という。）利用者会（以下、「利用者会」という。）の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 利用者会は、部門細則第3条第2号で規定する利用者から選出する。

- 2 利用者会は、互選により議長及び副議長を選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議事)

第3条 利用者会は、下記の場合に開催する。

- (1) 議長が必要と認めた場合
 - (2) 複数の利用者からの要求がある場合
 - (3) 病態モデル部門長が必要と認めた場合
- 2 利用者会は、過半数の出席（委任状を含む。）により議事を開くことができる。
 - 3 採決を要するときは出席者の過半数の賛否によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、病態モデル部門長の発議により医学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年9月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。